

業務資料 16256

# 海外移住事業団基本法令

昭和 48 年 9 月



海 外 移 住 事 業 団



JICA LIBRARY



1076849[7]

19876

## 目 次

○海外移住事業団法	(昭38.7.8法律第124号)	1
○海外移住審議会令	(昭50.7.11政令第111号)	17
○海外移住事業団法の一部の施行期日を定める政令		
	(昭38.7.12政令第250号)	20
○海外移住事業団法施行令	(昭38.7.12政令第251号)	21
○海外移住事業団の業務方法書に記載すべき事項を定める省令		
	(昭38.7.15外務省令第6号)	27
○海外移住事業団の財務及び会計に関する省令		
	(昭38.7.15外務省令第7号)	29

## 参 考

○海外移住事業団法附帯決議	(昭38.6.14衆議院外務委員会)	36
○海外移住事業団法案に対する附帯決議		
	(昭38.6.27参議院外務委員会)	37

○ 海外移住事業団法

昭和38年7月8日  
(法律第124号)

改正 昭和39年5月27日 法律第85号  
昭和41年3月31日 法律第29号  
昭和44年5月27日 法律第35号

目次

第1章 総則(第1条—第7条)	1
第2章 役員及び職員(第8条—第18条)	2
第3章 運営審議会(第19条・第20条)	3
第4章 業務(第21条—第24条)	4
第5章 財務及び会計(第25条—第36条)	5
第6章 監督(第37条・第38条)	8
第7章 雑則(第39条—第41条)	8
第8章 罰則(第42条—第44条)	9
附則	10

第1章 総則

(目的)

第1条 海外移住事業団は、移住者の援助及び指導その他海外移住の振興に必要な業務を国の内外を通じ一貫して効率的に行なうことを目的とする。

(法人格)

第2条 海外移住事業団(以下「事業団」という。)は、法人とする。

(事務所)

第3条 事業団は、主たる事務所を東京都に置く。

事業団は、外務大臣の認可を受けて、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

(資本金)

第4条 事業団の資本金は、8億円と附則第7条第8項の規定により政府から出資があったものとされる金額との合計額とし、政府がその全額を出資する。

2 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、事業団に追加して出資することができる。

3 事業団は、前項の規定による政府の出資があったときは、その出資額によ

り資本金を増額するものとする。

( 登記 )

第5条 事業団は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもって第三者に対抗することができない。

( 名称の使用制限 )

第6条 事業団でない者は、海外移住事業団という名称を用いてはならない。

( 民法の準用 )

第7条 民法( 明治29年法律第89号 ) 第44条( 法人の不法行為能力 ) 及び第50条( 法人の住所 ) の規定は、事業団について準用する。

#### 第2章 役員及び職員

( 役員 )

第8条 事業団に、役員として、理事長1人、理事4人以内及び監事2人以内を置く。

2 事業団に、役員として、前項の理事のほか、非常勤の理事4人以内を置くことができる。

( 役員の職務及び権限 )

第9条 理事長は、事業団を代表し、その業務を総理する。

2 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して事業団の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行なう。

3 監事は、事業団の業務を監査する。

4 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は外務大臣に意見を提出することができる。

( 役員の任命 )

第10条 理事長及び監事は、外務大臣が任命する。

2 理事は、外務大臣の認可を受けて、理事長が任命する。

( 役員の任期 )

第11条 理事長及び理事の任期は、4年とし、監事の任期は、2年とする。

ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

( 役員の欠格条項 )

第12条 政府又は地方公共団体の職員( 非常勤の者を除く。 ) は、役員となることができない。

(役員解任)

第13条 外務大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が前条の規定に該当するに至ったときは、その役員を解任しなければならない。

2 外務大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号の一に該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

- 一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
- 二 職務上の義務違反があるとき。

3 理事長は、前項の規定により理事を解任しようとするときは、あらかじめ、外務大臣の認可を受けなければならない。

(役員兼職禁止)

第14条 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、外務大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

(代表権の制限)

第15条 事業団と理事長との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。この場合には、監事が事業団を代表する。

(代理人の選任)

第16条 理事長は、理事又は事業団の職員のうちから、事業団の従たる事務所の業務に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

(職員の任命)

第17条 事業団の職員は、理事長が任命する。

(役員及び職員の公務員たる性質)

第18条 事業団の役員及び職員は、刑法(明治40年法律第45号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第3章 運営審議会

(運営審議会)

第19条 事業団に、運営審議会を置く。

2 運営審議会は、理事長の諮問に応じ、事業団の業務の運営に関する重要事

項を審議する。

3 運営審議会は、事業団の業務の運営につき、理事長に対して意見を述べる  
ことができる。

4 運営審議会は、委員15人以内で組織する。

(委員)

第20条 委員は、事業団の業務に関し学識経験を有する者のうちから、外務  
大臣の認可を受けて、理事長が任命する。

2 委員の任期は、2年とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 第13条第2項及び第3項の規定は、委員について準用する。

#### 第4章 業務

(業務の範囲)

第21条 事業団は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行なう。

一 海外移住に関する調査及び知識の普及を行なうこと。

二 海外移住に関し、相談に応じ、及びあっせんを行なうこと。

三 移住者に対して、訓練及び講習並びに渡航費及び支度金等の支給を行な  
うこと。

四 移住者の渡航に関し、宿泊施設の提供、引率その他援助及び指導を行な  
うこと。

五 海外において、移住者の事業、職業その他移住者の生活一般について、  
相談に応じ、及び指導を行なうこと。

六 海外において、移住者の定着のために必要な福祉施設の整備その他の援  
助を行なうこと。

七 移住者が入植するための土地の取得、造成、管理及び譲渡並びに取得の  
あっせんを行なうこと。

八 移住者及びその団体が海外において農業、漁業、工業その他の事業を行  
なうものに対して、その事業に必要な資金を貸し付け、及びその事業に必  
要な資金の借入れに係る債務について保証すること。

九 海外において農業、漁業、工業その他の事業を行なう者(移住者及びそ  
の団体を除く。)に対して、その者が移住者をその事業に受け入れること

( 海外移住事業団法 )

が確実であり、かつ、その受入れが海外移住の振興に寄与すると認められる場合に、その受入れに関してその事業に必要な資金を貸し付けること。

十 前9号に掲げる業務に附帯する業務を行なうこと。

十一 前各号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するため必要な業務を行なうこと。

2 事業団は、前項第11号に掲げる業務を行なおうとするときは、外務大臣の認可を受けなければならない。

3 第1項に掲げる業務を外国において行なう場合には、当該国の法令の定めるところによるものとする。

( 業務の委託 )

第22条 事業団は、必要があるときは、外務大臣の認可を受けて、その指定する地方公共団体その他の団体に前条第1項各号に掲げる業務(第2号に掲げる業務のうちあっせんに係る業務及び第3号に掲げる業務のうち渡航費の支給に係る業務を除く。)の一部を委託することができる。

( 基本方針 )

第23条 外務大臣は、毎事業年度、事業団の業務について基本方針を定め、当該事業年度の開始前に、これを事業団に指示するものとする。

( 業務方法書 )

第24条 事業団は、業務の開始の際、業務方法書を作成し、外務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、外務省令で定める。

第5章 財務及び会計

( 事業年度 )

第25条 事業団の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

( 区分経理 )

第26条 事業団は、次に掲げる経理については、政令で定めるところにより、それぞれその他の経理と区分し、特別の勘定を設けて整理しなければならない。

一 第21条第1項第7号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に係る経理



二 第 21 条第 1 項第 8 号及び第 9 号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務に係る経理

( 事業計画等の認可 )

第 27 条 事業団は、毎事業年度、事業計画、予算及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、外務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

( 財務諸表 )

第 28 条 事業団は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下この条において「財務諸表」という。)を作成し、当該事業年度の終了後 4 月以内に外務大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 外務大臣は、やむを得ない事情があると認めるときは、事業団の申出により、2 月をこえない範囲内において、前項の期間を延長することができる。

3 事業団は、第 1 項の規定により財務諸表を外務大臣に提出するときは、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書を添え、並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見をつけなければならない。

( 利益及び損失の処理並びに納付金 )

第 29 条 事業団は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額のうち、政令で定める基準により計算した額を積立金として積み立てなければならない。

2 事業団は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

3 事業団は、第 1 項に規定する残余の額から同項の規定により積立金として積み立てた額を控除して残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

4 第 1 項の利益金の計算の方法及び前項の納付金の納付の手續その他同項の納付金に関し必要な事項については、政令で定める。

( 借入金及び海外移住債券 )

( 海外移住事業団法 )

- 第30条 事業団は、外務大臣の認可を受けて、長期借入金若しくは短期借入金をし、又は海外移住債券（以下「債券」という。）を発行することができる。
- 2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができない金額に限り、外務大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。
- 3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、1年以内に償還しなければならない。
- 4 第1項の規定による債券の債権者は、事業団の財産について、他の債権者に先だつて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。
- 5 前項の先取特権の順位は、民法の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。
- 6 事業団は、外務大臣の認可を受けて、債券の発行に関する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。
- 7 商法（明治32年法律第48号）第309条から第311条までの規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。
- 8 第1項及び第4項から前項までに定めるもののほか、債券に関し必要な事項は、政令で定める。

（ 交付金の交付 ）

第31条 政府は、予算の範囲内において、事業団に対し、事業団が移住者に対して渡航費を支給するために必要な資金を交付することができる。

- 2 政府は、予算の範囲内において、事業団に対し、前項に規定するもののほか、その業務に要する費用の一部に相当する金額を交付することができる。

（ 償還計画 ）

第32条 事業団は、毎事業年度、長期借入金及び債券の償還計画をたてて、外務大臣の認可を受けなければならない。

（ 余裕金の運用 ）

第33条 事業団は、次の方法による場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

- 一 国債その他外務大臣の指定する有価証券の取得

二 資金運用部への預託

三 銀行若しくは外国銀行への預金又は郵便貯金

四 信託業務を営む銀行若しくは外国銀行又は信託会社若しくは外国信託会社への金銭信託

( 財産の処分等の制限 )

第34条 事業団は、外務省令で定める重要な財産を譲渡し、交換し、又は担保に供しようとするときは、外務大臣の認可を受けなければならない。

( 給与及び退職手当の支給の基準 )

第35条 事業団は、その役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定めようとするときは、外務大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

( 外務省令への委任 )

第36条 この法律に規定するもののほか、事業団の財務及び会計に関し必要な事項は、外務省令で定める。

第6章 監督

( 監督 )

第37条 事業団は、外務大臣が監督する。

2 外務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、事業団に対して、その業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

( 報告及び検査 )

第38条 外務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、事業団に対してその業務に関し報告をさせ、又はその職員に事業団の事務所その他の事業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第7章 雑則

( 連絡等 )

( 海外移住事業団法 )

第39条 事業団は、その業務の運営については、地方公共団体と密接に連絡するものとする。

2 地方公共団体は、事業団に対し、その業務の運営について協力するよう努めるものとする。

( 解 散 )

第40条 事業団の解散については、別に法律で定める。

( 協 議 )

第41条 外務大臣は、次の場合には、あらかじめ、大蔵大臣に協議しなければならない。

一 第22条、第24条第1項、第27条、第30条第1項、第2項ただし書若しくは第6項、第32条、又は第34条の規定による認可をしようとするとき。

二 第24条第2項、第34条又は第36条の規定により外務省令を定めようとするとき。

三 第28条第1項又は第35条の規定による承認をしようとするとき。

四 第33条第1号の規定による指定をしようとするとき。

2 外務大臣は、次の場合には、あらかじめ、関係各大臣に協議しなければならない。

一 第21条第2項の規定による認可をしようとするとき。

二 第23条の規定により基本方針を定めようとするとき。

第8章 罰 則

( 罰 則 )

第42条 第38条第1項の規定による報告を求められて、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした事業団の役員又は職員は、3万円以下の罰金に処する。

第43条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした事業団の役員又は職員は、3万円以下の過料に処する。

一 この法律により外務大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかったとき。

二 第5条第1項の政令の規定に違反して登記することを怠ったとき。

( 海外移住事業団法 )

- 三 第 2 1 条第 1 項に規定する業務以外の業務を行なったとき。
  - 四 第 3 3 条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。
  - 五 第 3 7 条第 2 項の規定による命令に違反したとき。
- 第 4 4 条 第 6 条の規定に違反した者は、1 万円以下の過料に処する。

附 則

( 施行期日 )

第 1 条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第 1 4 条、附則第 1 6 条及び附則第 1 7 条の規定は、公布の日から起算して 9 月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

( 昭和 3 8 年 7 月政令 2 5 0 号により、昭和 3 8 年 7 月 1 5 日から施行 )

( 事業団の設立 )

- 第 2 条 外務大臣は、事業団の理事長又は監事となるべき者を指名する。
- 2 前項の規定により指名された理事長又は監事となるべき者は、事業団の成立の時に於いて、この法律の規定により、それぞれ理事長又は監事に任命されたものとする。
- 第 3 条 外務大臣は、設立委員を命じて事業団の設立に関する事務を処理させる。
- 2 設立委員は、設立の準備を完了したときは、遅滞なく、政府に対し、出資金の払込みの請求をしなければならない。
- 3 設立委員は、出資金の払込みがあった日において、その事務を前条第 1 項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継がなければならない。
- 第 4 条 附則第 2 条第 1 項の規定により指名された理事長となるべき者は、前条第 3 項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。
- 第 5 条 事業団は、設立の登記をすることによって成立する。
- ( 財団法人日本海外協会連合会からの引継ぎ )
- 第 6 条 昭和 2 9 年 1 月 5 日に設立された財団法人日本海外協会連合会 ( 以下この条において「連合会」という。 ) は、寄附行為の定めるところにより、設立委員に対して、事業団において、その一切の権利及び義務を承継すべき旨を申し出ることができる。

( 海外移住事業団法 )

- 2 設立委員は、前項の規定による申出があったときは、遅滞なく、外務大臣の認可を申請しなければならない。
- 3 前項の認可があったときは、連合会の一切の権利及び義務は、事業団の成立の時に於いて事業団に承継されるものとし、連合会は、その時に於いて解散するものとする。この場合においては、他の法令中法人の解散及び清算に関する規定は、適用しない。
- 4 前項の規定により事業団が連合会の権利及び義務を承継した場合においては、その資産の価額から負債の価額を控除した残額に相当する金額は、資本準備金として積み立てなければならない。
- 5 第3項の規定により連合会が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

( 日本海外移住振興株式会社からの引継ぎ )

第7条 日本海外移住振興株式会社法(昭和30年法律第139号)により設立された日本海外移住振興株式会社(以下この条から附則第9条までにおいて「会社」という。)は、商法(明治32年法律第48号)第343条に規定する株主総会の決議を得て、設立委員に対して、事業団にその営業の全部を出資すべき旨を申し出ることができる。

- 2 設立委員は、前項に規定する申出があったときは、遅滞なく、外務大臣の認可を申請しなければならない。
- 3 第1項に規定する決議があったときは、政府以外の株主の所有する株式は、前項の認可があった時に会社が買い取って消却したものとみなす。
- 4 前項の場合における株式1株の買取価額は、会社の純資産の額をその発行済株式の総数で除して得た額とする。
- 5 前項の会社の純資産の額の評価のため、外務省に、評価委員会を置く。
- 6 前項の評価委員会に関し必要な事項は、外務省令で定める。第41条第1項の規定は、この場合について準用する。
- 7 第2項の認可があったときは、会社の一切の権利及び義務は、事業団の成立の時に於いて事業団に承継されるものとし、会社は、その時に於いて解散するものとする。この場合においては、他の法令中法人の解散及び清算に関する規定は、適用しない。

( 海外移住事業団法 )

8 前項に規定する承継があったときは、会社の解散の時までに政府の一般会計及び産業投資特別会計から会社に対して出資された額は、事業団の成立の時において、それぞれ政府の一般会計及び産業投資特別会計から事業団に対して出資されたものとする。

9 第7項の規定により会社が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

( 会社から承継する債務の保証 )

第8条 政府は、附則第7条第7項の規定により事業団が会社から承継する債務のうち、日本海外移住振興株式会社法第16条の規定により政府が手形を買い取る旨の契約をした外国銀行に対する会社の借入金に係る債務について、その承継の日において、事業団のために当該債務に係る手形を買い取る旨の契約をし、及び当該債務に係る利息債務について保証するものとする。

( 区分経理 )

第9条 附則第7条第7項の規定により事業団が会社の権利及び義務を承継した場合におけるその資産及び負債の経理については、これをその他の経理と区分し、特別の勘定を設けて整理するものとする。

2 前項の規定による経理の方法、勘定の処理その他区分経理に関し必要な事項については、政令で定める。

( 非課税 )

第10条 附則第6条第3項及び附則第7条第7項の規定により事業団が権利を承継する場合における当該承継に係る不動産の取得について、不動産取得税を課することができない。

( 経過規定 )

第11条 この法律(附則第1条ただし書に係る部分を除く。以下この条において同じ。)の施行の際現に海外移住事業団という名称を使用している者については、第6条の規定は、この法律の施行後6月間は、適用しない。

第12条 事業団の最初の事業年度は、第25条の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、昭和39年3月31日に終わるものとする。

第13条 事業団の最初の事業年度の事業計画、予算及び資金計画については、第27条中「当該事業年度の開始前」とあるのは、「事業団の成立後遅滞な

く」とする。

(日本海外移住振興株式会社法の廃止等)

第14条 日本海外移住振興株式会社法は、廃止する。

2 前項の規定の施行前にした廃止前の日本海外移住振興株式会社法の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(土地等をその目的とする出資)

第14条の2 政府は、外務省設置法の一部を改正する法律(昭和39年法律第85号)中移住あっせん所に関する部分の施行の際国が移住あっせん所の用に供していた土地、建物その他の土地の定着物及び物品で事業団の業務に必要があると認められるもの並びに神奈川県横浜市港北区篠原町富士塚谷1999番地に所在する国有の土地、建物その他の土地の定着物(以下この条において「土地等」という。)を出資の目的として、事業団に出資することができる。

2 前項の規定により出資する土地等の価額は、出資の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

3 第4条第3項の規定は、第1項の規定による政府からの出資があった場合に準用する。

4 第2項の評価委員その他同項の規定による評価に関し必要な事項は、政令で定める。

(地方財政再建促進特別措置法の一部改正)

第15条 地方財政再建促進特別措置法(昭和30年法律第195号)の一部を次のように改正する。

第24条第2項中「雇用促進事業団」の下に、「海外移住事業団」を加える。

(租税特別措置法の一部改正)

第16条 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)の一部を次のように改正する。

第84条第1項中「日本海外移住振興株式会社」を削る。

(財団法人日本海外協会連合会に対する移住者渡航費貸付資金の貸付条件等に関する法律の一部改正)



(海外移住事業団法)

第17条 財団法人日本海外協会連合会に対する移住者渡航費貸付資金の貸付条件等に関する法律(昭和35年法律第46号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

海外移住事業団に対する移住者渡航費貸付条件に関する法律

第1条中「財団法人日本海外協会連合会」を「海外移住事業団」に、「連合会」を「事業団」に改め、同条の見出し及び条名を削る。

第2条を削る。

(登録税法の一部改正)

第18条 登録税法(明治29年法律第27号)の一部を次のように改正する。

第19条第7号中「海外技術協力事業団」の下に「、海外移住事業団」を、「海外技術協力事業団法」の下に「、海外移住事業団法」を加える。

(印紙税法の一部改正)

第19条 印紙税法(明治32年法律第54号)の一部を次のように改正する。

第5条第9号ノ5ノ3の次に次の1号を加える。

9ノ5ノ4 海外移住事業団ノ発スル証書、帳簿

(所得税法の一部改正)

第20条 所得税法(昭和22年法律第27号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第10号中「海外技術協力事業団」の下に「、海外移住事業団」を加える。

(法人税法の一部改正)

第21条 法人税法(昭和22年法律第28号)の一部を次のように改正する。

第4条第3号中「海外技術協力事業団」の下に「、海外移住事業団」を加える。

(地方税法の一部改正)

第22条 地方税法(昭和25年法律第226号)の一部を次のように改正する。

第72条の4第1項第3号中「海外技術協力事業団」の下に「、海外移住事業団」を加える。

(行政管理庁設置法の一部改正)

( 海外移住事業団法 )

第23条 行政管理庁設置法(昭和23年法律第77号)の一部を次のように改正する。

第2条第12号中「海外技術協力事業団」の下に「、海外移住事業団」を加える。

( 外務省設置法の一部改正 )

第24条 外務省設置法(昭和26年法律283号)の一部を次のように改正する。

第13条の2中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

四 海外移住事業団を監督すること。

附 則 [ 昭和39年5月27日法律第85号抄 ]

1 この法律は、( 中略 ) 公布の日から施行( 中略 ) する。( 後略 )

附 則 [ 昭和41年3月31日法律第29号 ]

改正 [ 昭和44年5月27日 法律第35号 ]

( 施行期日 )

1 この法律は、昭和41年4月1日から施行する。

( 海外移住事業団に対する移住者渡航費貸付条件に関する法律の廃止 )

2 海外移住事業団に対する移住者渡航費貸付条件に関する法律(昭和35年法律第46号)は、廃止する。

( 海外移住事業団に対する既存の債権の免除 )

3 政府は、昭和27年4月1日から昭和41年3月31日までの間において移住者(アメリカ合衆国に移住した者を除く。以下この項において同じ。)の渡航費として海外移住事業団(以下「事業団」という。)に貸し付けた貸付金(移住者の渡航費として財団法人日本海外協会連合会(以下「連合会」という。)に貸し付けた貸付金で、事業団が当該貸付金に係る政府に対する債務を引き受けたものを含む。以下この項において同じ。)については、昭和41年3月31日現在における貸付金の残高並びに貸付金に係る未納の延滞金及び利息を免除することができる。

4 政府は、昭和31年4月30日から昭和40年2月24日までの間において移住者(アメリカ合衆国に移住した者に限る。以下この項において同じ。)の渡航費として事業団に貸し付けた貸付金(移住者の渡航費として連合会に貸し付けた貸付金で、事業団が当該貸付金に係る政

( 海外移住事業団法 )

府に対する債務を引き継いだものを含む。以下この項において同じ。)については、海外移住事業団法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律(昭和44年法律第35号)の施行の日の前日現在における貸付金の残高並びに貸付金に係る未納の延滞金及び利息を免除することができる。

( 移住者に対する既存の債権の免除 )

- 5 前2項の規定により政府が事業団に対して既存の債権を免除した場合には、事業団は、昭和27年4月1日から昭和41年3月31日までの間において渡航費として移住者に貸し付けた貸付金(連合会が渡航費として移住者に貸し付けた貸付金で、事業団が当該貸付金に係る移住者に対する債権を引き継いだものを含む。以下同じ。)に係る海外移住事業団法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律の施行の日の前日現在における貸付金の残高並びに貸付金に係る未納の延滞金及び利息を免除することができる。

附則〔昭和44年5月27日法律第35号〕

この法律は、公布の日から施行する。

○ 海外移住審議会令

〔昭和30年7月11日〕  
政令 第111号

改正 昭和30年11月 8日 政令第300号  
昭和32年 7月31日 政令第222号  
昭和34年 5月30日 政令第198号  
昭和40年 5月 4日 政令第145号  
昭和43年 6月15日 政令第168号

内閣は、総理府設置法（昭和24年法律第127号）第15条第2項の規定に基づき、この政令を制定する。

（所掌事務）

第1条 海外移住審議会（以下「審議会」という。）は、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じて、海外移住政策に関する重要事項を審議する。

2 審議会は、前項の諮問に関連する事項について、内閣総理大臣又は関係各大臣に意見を述べることができる。

（組織）

第2条 審議会は、委員25人以内で組織する。

（会長）

第3条 審議会に、会長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を行ふ。

（委員）

第4条 委員は、学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

2 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、非常勤とする。

（専門調査員）

第4条の2 審議会に、専門の事項を調査させるため、専門調査員5人以内を

置くことができる。

- 2 専門調査員は、学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。
- 3 専門調査員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。
- 4 専門調査員は、非常勤とする。

(幹事)

第5条 審議会に、幹事15人以内を置く。

- 2 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。
- 3 幹事は、審議会の所掌事務について、委員を補佐する。
- 4 幹事は、非常勤とする。

(資料の提出等の要求)

第6条 審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、内閣総理大臣官房において外務省大臣官房領事移住部の協力を得て処理する。

(雑則)

第8条 この政令に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 [昭和30年11月8日政令第300号]

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 [昭和32年7月31日政令第222号抄]

- 1 この政令は、昭和32年8月1日から施行する。

附 則 [昭和34年5月30日政令第198号抄]

- 1 この政令は、公布の日から施行する。
- 2 この政令の施行後昭和34年11月20日までに任命される委員(補欠の委員を除く。)の任期は、第4条第2項本文の規定にかかわらず、同日まで

とする。

附 則 [昭和40年5月4日政令第145号抄]

- 1 この政令は、公布の日から施行する。

附 則 [昭和43年6月15日政令第168号抄]

- 1 この政令は、公布の日から施行する。

(海外移住事業団法の一部の施行期日を定める政令)

---

○ 海外移住事業団法の一部の施行期日を  
定める政令

{ 昭和38年7月12日 }  
政 令 第250号

内閣は、海外移住事業団法（昭和38年法律第124号）附則第1条ただし  
書の規定に基づき、この政令を制定する。

海外移住事業団法附則第14条、附則第16条及び附則第17条の規定の施  
行期日は、昭和38年7月15日とする。

○ 海外移住事業団法施行令 〔昭和38年7月12日〕  
政令 第251号

改正 昭和41年3月31日 政令第88号

昭和44年5月27日 政令第132号

内閣は、海外移住事業団法（昭和38年法律第124号）第26条、第29条第4項、第30条第8項及び附則第9条第2項の規定に基づき、この政令を制定する。

（区分経理）

第1条 海外移住事業団（以下「事業団」という。）は、海外移住事業団法（以下「法」という。）第26条に規定する特別の勘定として、法第21条第1項第7号に掲げる業務（これに附帯する業務を含む。以下「入植地業務」という。）に係る経理については入植地勘定を、同項第8号及び第9号に掲げる業務（これらに附帯する業務を含む。以下「融資業務」という。）に係る経理については融資勘定を設けなければならない。

2 入植地勘定においては、次に掲げる事項を整理しなければならない。

- 一 土地その他の入植地業務に関する資産に関する経理
- 二 未払金その他の入植地業務に関する負債に関する経理
- 三 土地売買益その他の入植地業務に関する収益に関する経理
- 四 管理経費その他の入植地業務に関する費用に関する経理

3 融資勘定においては、次に掲げる事項を整理しなければならない。

- 一 貸付金、求償権その他の融資業務に関する資産に関する経理
- 二 借入金、保証債務その他の融資業務に関する負債に関する経理
- 三 受取利息、保証料その他の融資業務に関する収益に関する経理
- 四 支払利息、管理経費その他の融資業務に関する費用に関する経理

（利益金の計算の方法）

第2条 法第29条第4項に規定する利益金の計算は、毎事業年度の第1号に掲げる益金の合計額から当該事業年度の第2号に掲げる損金の合計額を差し引くことにより行なう。

- 一 益金



イ 交 付 金  
ロ 受 取 利 息  
ハ 債 務 保 証 料  
ニ 売 上 収 入  
ホ 受 託 料  
ヘ 受 取 配 当 金  
ト 特 殊 事 業 収 入  
チ 貸 倒 準 備 金 からの も ど し 入 れ 額  
リ 雑 益

二 損 金

イ 支 払 利 息  
ロ 売 上 原 価  
ハ 業 務 経 費  
ニ 特 殊 事 業 費 用  
ホ 固 定 資 産 減 価 償 却 費  
ヘ 貸 倒 準 備 金 への 繰 入 額  
ト 雑 損

( 海外移住債券の形式 )

第3条 海外移住債券は、無記名利札付きとする。

( 海外移住債券の発行の方法 )

第4条 海外移住債券の発行は、募集の方法による。

( 海外移住債券申込証 )

第5条 海外移住債券の募集に応じようとする者は、海外移住債券申込証にその引き受けようとする海外移住債券の数及び住所を記載し、これに署名し、又は記名押印しなければならない。

2 海外移住債券申込証は、事業団が作成し、これに次の事項を記載しなければならない。

- 一 海外移住債券の総額
- 二 各海外移住債券の金額
- 三 海外移住債券の利率

- 四 海外移住債券の償還の方法及び期限
- 五 利息の支払の方法及び期限
- 六 海外移住債券の発行の価額
- 七 無記名式である旨
- 八 募集の委託を受けた会社があるときは、その商号  
(海外移住債券の引受け)

第6条 前条の規定は、政府が海外移住債券を引き受ける場合又は海外移住債券の募集の委託を受けた会社が自ら海外移住債券を引き受ける場合においては、その引き受ける部分については、適用しない。

(海外移住債券の成立の特則)

第7条 海外移住債券の応募総額が海外移住債券の総額に達しないときでも、海外移住債券を成立させる旨を海外移住債券申込証に記載したときは、その応募額をもって海外移住債券の総額とする。

(海外移住債券の払込み)

第8条 海外移住債券の募集が完了したときは、事業団は、遅滞なく、各海外移住債券につきその全額の払込みをさせなければならない。

(債券の発行)

第9条 事業団は、前条の払込みがあったときは、遅滞なく、債券を発行しなければならない。ただし、海外移住債券の応募又は引受けをしようとする者が、応募又は引受けに際し、海外移住債券につき社債等登録法(昭和17年法律第11号)に規定する登録の請求をしたときは、この限りでない。

2 各債券には、第5条第2項第1号から第5号まで、第7号及び第8号に掲げる事項並びに番号を記載し、事業団の理事長がこれに記名押印しなければならない。

(海外移住債券原簿)

第10条 事業団は、主たる事務所に海外移住債券原簿を備えて置かなければならない。

2 海外移住債券原簿には、次の事項を記載しなければならない。

- 一 債券の発行の年月日
- 二 債券の数及び番号

(海外移住事業団法施行令)

三 第5条第2項第1号から第5号まで及び第8号に掲げる事項

四 元利金の支払に関する事項

(利札が欠けている場合)

第11条 海外移住債券を償還する場合において欠けている利札があるときは、これに相当する金額を償還額から控除する。ただし、すでに支払期が到来した利札については、この限りでない。

2 前項の利札の所持人がこれと引換えに控除金額の支払を請求したときは、事業団は、これに応じなければならない。

(海外移住債券の発行の認可)

第12条 事業団は、法第30条第1項の規定により海外移住債券の発行の認可を受けようとするときは、海外移住債券の募集の日の1月前までに次に掲げる事項を記載した申請書を外務大臣に提出しなければならない。

一 海外移住債券の発行を必要とする理由

二 第5条第2項第1号から第6号までに掲げる事項

三 海外移住債券の募集の方法

四 海外移住債券の発行に要する費用の概算額

五 第2号に掲げるもののほか、債券に記載しようとする事項

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添附しなければならない。

一 作成しようとする海外移住債券申込証

二 海外移住債券の発行により調達する資金の使途を記載した書面

三 海外移住債券の引受けの見込みを記載した書面

(承継財産整理勘定)

第13条 事業団は、法附則第7条第7項の規定により日本海外移住振興株式会社の権利及び義務を承継した場合におけるその資産又は負債(以下それぞれ「承継資産」又は「承継負債」という。)から生じた次に掲げる利益又は損失については、承継財産整理勘定を設けて経理するものとする。

一 昭和41年3月31日における承継負債の金額が承継資産の金額をこえる額に相当する損失

二 昭和41年4月1日以後に生じた利益又は損失のうち、承継資産又は承継負債に係るものとして外務省令で定める利益又は損失

(海外移住事業団法施行令)

第14条 削除

(積立金の基準)

第15条 事業団は、当分の間、毎事業年度の利益の額(前事業年度から繰り越した損失があるときは、当該損失をうめた後の残額)があるときは、第13条に規定する承継財産整理勘定の残高に達するまで、その全額を積立金として積み立てるものとする。

附 則

(施行期日)

第1条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第5条及び附則第6条の規定は、昭和38年7月15日から施行する。

(国家公務員等退職手当法施行令の一部改正)

第2条 国家公務員等退職手当法施行令(昭和28年政令第215号)の一部を次のように改正する。

第9条の2に次の1号を加える。

三十六 海外移住事業団

(国家公務員共済組合法施行令の一部改正)

第3条 国家公務員共済組合法施行令(昭和33年政令第207号)の一部を次のように改正する。

第43条第2号中「及び海外技術協力事業団」を「、海外技術協力事業団及び海外移住事業団」に改める。

(地方公務員共済組合法施行令の一部改正)

第4条 地方公務員共済組合法施行令(昭和37年政令第352号)の一部を次のように改正する。

第41条第2号中「及び海外技術協力事業団」を「、海外技術協力事業団及び海外移住事業団」に改める。

(旅券の手数料の減額に関する政令の一部改正)

第5条 旅券の手数料の減額に関する政令(昭和27年政令第452号)の一部を次のように改正する。

第1項中「財団法人日本海外協会連合会に対する移住者渡航費貸付資金の貸付条件等に関する法律」を「海外移住事業団に対する移住者渡航費貸付条

( 海外移住事業団法施行令 )

件に関する法律」に、「財団法人日本海外協会連合会」を「海外移住事業団」に改め、「第1条」を削る。

( 外務省組織令の一部改正 )

第6条 外務省組織令( 昭和27年政令第385号 )の一部を次のように改正する。

第44条第3号を次のように改める。

三 海外移住事業団の監督に関すること。

附 則 [ 昭和41年3月31日政令第88号 ]

- 1 この政令は、昭和41年4月1日から施行する。
- 2 海外移住事業団に対する出資の目的とする土地等の評価に関する政令( 昭和39年政令第255号 )は、廃止する。
- 3 旅券の手数料の減額に関する政令( 昭和27年政令第452号 )の一部を次のように改正する。

第1項中「海外移住事業団に対する移住者渡航費貸付条件に関する法律( 昭和35年法律第46号 )の規定に基づき政府が海外移住事業団に貸し付けた貸付金から渡航費の貸付けを受けた者」を「海外移住事業団法( 昭和38年法律第124号 )第31条第1項の規定に基づき政府が海外移住事業団に交付した交付金から渡航費の支給を受けた者」に改める。

附 則 [ 昭和44年5月27日政令第132号 ]

この政令は、公布の日から施行する。

○ 海外移住事業団の業務方法書に記載すべき  
事項を定める省令

〔昭和38年7月15日〕  
外務省令第6号

改正 昭和41年3月31日 外務省令第3号

海外移住事業団法（昭和38年法律第124号）第24条第2項の規定に基づき、海外移住事業団の業務方法書に記載すべき事項を定める省令を次のように定める。

（業務方法書の記載事項）

海外移住事業団法（昭和38年法律第124号）第24条第1項の業務方法書に記載すべき事項は、次のとおりとする。

- 一 海外移住に関する調査及び知識の普及を行なうことに関する事項
- 二 海外移住に関し、相談に応じ、及びあっせんを行なうことに関する事項
- 三 移住者に対して、訓練及び講習並びに渡航費及び支度金等の支給を行なうことに関する事項
- 四 移住者の渡航に関し、宿泊施設の提供、引率その他援助及び指導を行なうことに関する事項
- 五 海外において、移住者の事業、職業その他移住者の生活一般について、相談に応じ、及び指導を行なうことに関する事項
- 六 海外において、移住者の定着のために必要な福祉施設の整備その他の援助を行なうことに関する事項
- 七 移住者が入植するための土地の取得、造成、管理及び譲渡並びに取得のあっせんを行なうことに関する事項
- 八 移住者及びその団体が海外において農業、漁業、工業その他の事業を行なうものに対して、その事業に必要な資金を貸し付け、及びその事業に必要な資金の借入れに係る債務について保証することに関する事項
- 九 海外において農業、漁業、工業その他の事業を行なう者（移住者及びその団体を除く。）に対して、その者が移住者をその事業に受け入れることが確実であり、かつ、その受入れが海外移住の振興に寄与すると認められ

(海外移住事業団の業務方法書に記載すべき事項を定める省令)

---

る場合に、その受入れに関してその事業に必要な資金を貸し付けることに  
関する事項

十 法第21条第1項第10号及び第11号に規定する業務に関する事項

十一 その他業務に関し必要な事項

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 〔昭和41年3月31日外務省令第3号抄〕

1 この省令は、昭和41年4月1日から施行する。

(海外移住事業団の財務及び会計に関する省令)

○ 海外移住事業団の財務及び会計に関する  
省令

〔昭和38年7月15日〕  
〔外務省令第7号〕

改正 昭和41年3月31日 外務省令第3号

海外移住事業団法（昭和38年法律第124号）第34条及び第36条の規定に基づき、海外移住事業団の財務及び会計に関する省令を次のように定める。  
（経理原則）

第1条 海外移住事業団（以下「事業団」という。）は、その事業の財政状態及び経営成績を明らかにするため、財産の増減及び異動並びに収益及び費用をその発生の事実に基づいて経理しなければならない。

（勘定の設定）

第2条 事業団の会計においては、貸借対照表勘定及び損益勘定を設け、貸借対照表勘定においては、資産、負債及び資本を計算し、損益勘定においては、収益及び費用を計算する。

2 事業団は、海外移住事業団法（以下「法」という。）第26条及び法附則第9条第1項に規定する特別の勘定のほか、事業の性質上特別に区分して経理する必要があるものについては、その経理を明確にするため、特別の勘定を設けるものとする。

3 貸借対照表勘定及び損益勘定は、法第26条及び法附則第9条第1項に規定する特別の勘定ごとに、及び前項の規定により特別の勘定を設けたときはその設けた勘定ごとに、それぞれ内訳として区分する。

（予算の内容）

第3条 事業団の予算は、予算総則及び収入支出予算とする。

（予算総則）

第4条 予算総則には、予算に関する総括的規定を設けるほか、次の事項に関する規定を設けるものとする。

一 第8条の規定による債務を負担する行為について、事項ごとにその負担する債務の限度額、その行為に基づいて支出すべき年限及びその必要の理由



(海外移住事業団の財務及び会計に関する省令)

- 二 第9条第2項の規定による経費の指定
- 三 第10条第1項ただし書の規定による経費の指定
- 四 長期借入金の借入れ及び海外移住債券の発行の限度額
- 五 その他予算の実施に関し必要な事項  
(収入支出予算)

第5条 収入支出予算は、収入にあつてはその性質、支出にあつてはその目的に従つて区分するものとする。

- 2 事業団は、法第26条及び法附則第9条第1項に規定する特別の勘定ごとに、及び第2条第2項の規定により特別の勘定を設けたときは、その設けた勘定ごとに、前項の規定による区分を行なうものとする。

(予算の添附書類)

第6条 法第27条前段の規定により予算について外務大臣の認可を受けようとする場合において、申請書に添附すべき書類は、次のとおりとする。

- 一 前事業年度の予定貸借対照表及び予定損益計算書
  - 二 当該事業年度の予定貸借対照表及び予定損益計算書
  - 三 その他当該予算の参考となる書類
- 2 事業団は、法第27条後段の規定により予算の変更の認可を受けようとするときは、変更しようとする事項及びその理由を記載した申請書に前項第2号及び第3号に掲げる書類を添附して外務大臣に提出しなければならない。

(予備費)

第7条 予見することができない理由による支出予算の不足を補うため、事業団の収入支出予算に予備費を設けることができる。

- 2 事業団は、予備費を使用したときは、すみやかに、使用の理由、金額及び積算の基礎を明らかにした書類を外務大臣に送付しなければならない。

(債務を負担する行為)

第8条 事業団は、支出予算の金額の範囲内におけるもののほか、法第21条に規定する業務を行なうため必要があるときは、毎事業年度、予算をもって外務大臣の認可を受けた金額の範囲内において、債務を負担する行為をすることができる。

(支出予算の流用等)

(海外移住事業団の財務及び会計に関する省令)

第9条 事業団は、支出予算については、当該予算に定める目的のほかに使用してはならない。ただし、予算の実施上適当かつ必要であるときは、第5条の規定による区分にかかわらず、相互流用することができる。

2 事業団は、予算総則で指定する経費の金額については、外務大臣の承認を受けなければ、それらの経費の間又は他の経費との間に相互流用し、又はこれに予備費を使用することができない。

3 事業団は、前項の規定による予算の流用又は予備費の使用について外務大臣の承認を受けようとするときは、流用又は使用の理由、金額及び積算の基礎を明らかにした書類を外務大臣に提出しなければならない。

(支出予算の繰越し)

第10条 事業団は、支出予算の経費の金額のうち当該事業年度内に支出を終らなかったものを翌事業年度に繰り越して使用することができる。ただし、予算総則で指定する経費の金額については、あらかじめ、外務大臣の承認を受けなければならない。

2 事業団は、前項ただし書の規定による承認を受けようとするときは、毎事業年度末までに、事項ごとに、繰越しを必要とする理由及び金額を明らかにした書類を外務大臣に提出しなければならない。

3 事業団は、第1項の規定による繰越しをしたときは、翌事業年度の6月30日までに、繰越計算書を外務大臣に送付しなければならない。

4 前項の繰越計算書は、支出予算と同一の区分により作成し、かつ、これに次の事項を記載しなければならない。

- 一 繰越しに係る経費の予算現額
- 二 前号の経費の予算現額のうち支出決定済額
- 三 第1号の経費の予算現額のうち翌事業年度への繰越額
- 四 第1号の経費の予算現額のうち不用額

(事業計画)

第11条 法第27条前段の事業計画には、次の事項に関する計画を掲げなければならない。

- 一 海外移住に関する調査及び知識の普及を行なうことに関する事項
- 二 海外移住に関し、相談に応じ、及びあっせんを行なうことに関する事項

(海外移住事業団の財務及び会計に関する省令)

- 三 移住者に対して、訓練及び講習並びに渡航費及び支度金等の支給を行なうことに関する事項
  - 四 移住者の渡航に関し、宿泊施設の提供、引率その他援助及び指導を行なうことに関する事項
  - 五 海外において、移住者の事業、職業その他移住者の生活一般について、相談に応じ、及び指導を行なうことに関する事項
  - 六 海外において、移住者の定着のために必要な福祉施設の整備その他の援助を行なうことに関する事項
  - 七 移住者が入植するための土地の取得、造成、管理及び譲渡並びに取得のあっせんを行なうことに関する事項
  - 八 移住者及びその団体で海外において、農業、漁業、工業その他の事業を行なうものに対して、その事業に必要な資金を貸し付け及びその事業に必要な資金の借入れに係る債務について保証することに関する事項
  - 九 海外において農業、漁業、工業その他の事業を行なう者（移住者及びその団体を除く。）に対して、その者が移住者をその事業に受け入れることが確実であり、かつ、その受入れが海外移住の振興に寄与すると認められる場合に、その受入れに関してその事業に必要な資金を貸し付けることに関する事項
  - 十 法第21条第1項第10号及び第11号に規定する業務に関する事項
  - 十一 その他必要な事項
- 2 事業団は、法第27条後段の規定により事業計画の変更の認可を受けようとするときは、変更しようとする事項及びその理由を記載した申請書を外務大臣に提出しなければならない。
- (資金計画)
- 第12条 法第27条前段の資金計画には、次の事項に関する計画を掲げなければならない。
- 一 資金の調達方法
  - 二 資金の使途
  - 三 その他必要な事項
- 2 前条第2項の規定は、事業団が法第27条後段の規定により資金計画の変

(海外移住事業団の財務及び会計に関する省令)

更の認可を受けようとする場合について準用する。

(収入支出等の報告)

第13条 事業団は、毎月、収入及び支出については、第5条に規定する区分に従いその金額を明らかにした報告書により、第8条の規定により負担した債務については事項ごとに金額を明らかにした報告書により、翌翌月末日までに、外務大臣に報告しなければならない。

(決算報告書)

第14条 法第28条第3項の決算報告書は、収入支出決算書及び債務に関する計算書とする。

2 前項の決算報告書には、第4条の規定により予算総則に規定した事項に係る予算の結果を示さなければならない。

(事業報告書)

第14条の2 法第28条第3項の事業報告書には、第11条第1項各号及び第12条第1項各号に掲げる事項に関する計画の実施の結果を示さなければならない。

(収入支出決算書)

第15条 第14条第1項の収入支出決算書は、収入支出予算と同一の区分により作成し、かつ、これに次の事項を示さなければならない。

一 収入

- イ 収入予算額
- ロ 収入決定済額
- ハ 収入予算額と収入決定済額との差額

二 支出

- イ 支出予算額
- ロ 前事業年度からの繰越額
- ハ 予備費の使用の金額及びその理由
- ニ 流用の金額及びその理由
- ホ 支出予算現額
- ヘ 支出決定済額
- ト 翌事業年度への繰越額

(海外移住事業団の財務及び会計に関する省令)

チ 不用額

(債務に関する計算書)

第16条 第14条第1項の債務に関する計算書には、第8条の規定により負担した債務について、債務の事項ごとに、前事業年度末における債務額及び当該事業年度に負担した債務額に区分して、当該事業年度においてそれらについて償還し又は支出した金額及び残額を記載しなければならない。

(借入金の認可)

第17条 事業団は、法第30条第1項又は第2項ただし書の規定により長期借入金又は短期借入金の借入れの認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を外務大臣に提出しなければならない。

- 一 借入れを必要とする理由
- 二 借入金の額
- 三 借入先
- 四 借入金の利率
- 五 借入金の償還の方法及び期限
- 六 利息の支払の方法
- 七 その他必要な事項

(重要な財産)

第18条 法第34条の外務省令で定める重要な財産は、土地(入植地形成のため譲渡する土地を除く。)及び建物並びに外務大臣が指定するその他の財産とする。

(重要な財産の処分の認可)

第19条 事業団は、法第34条の規定により重要な財産を譲渡し、交換し、又は担保に供すること(以下この条において「処分等」という。)について、認可を受けようとするときは、次の事項を記載した申請書に処分等を証する書類を添附して、外務大臣に提出しなければならない。

- 一 処分等に係る財産の内容及び評価額
- 二 処分等の理由
- 三 処分等の相手方の氏名又は名称及び住所
- 四 譲渡し、又は交換しようとするときはその条件

(海外移住事業団の財務及び会計に関する省令)

五 担保に供しようとするときは担保される債権の額及びその権利の種類  
(承継財産整理勘定)

第19条の2 海外移住事業団法施行令(以下「令」という。)第13条第2号の外務省令で定める利益又は損失は、令第1条第1項の入植地勘定に属する土地の譲渡によって発生する利益又は損失のうち外務大臣が大蔵大臣と協議して定める基準により計算した利益又は損失の額とする。

(会計規程)

第20条 事業団は、その財務及び会計に関し、会計規程を定めなければならない。

2 事業団は、前項の会計規程を定めようとするときは、その基本的事項について外務大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和41年3月31日外務省令第3号)

- 1 この省令は、昭和41年4月1日から施行する。
- 2 海外移住事業団に対する出資の目的とする土地等の評価に関する省令(昭和39年外務省令第4号)は、廃止する。
- 3 海外移住事業団の業務方法書に記載すべき事項を定める省令(昭和38年外務省令第6号)の一部を次のように改正する。

第3号中「の貸付け」を削る。

参 考

○ 海外移住事業団法附帯決議

〔昭和38年6月14日〕  
〔衆議院外務委員会〕

- 一 政府は海外移住の基本理念及び振興策を明らかにした「海外移住法」を次期通常国会に提出すること。
- 二 事業団の監督に際しては、その自主的、積極的活動を行なわしめるよう配慮すること。
- 三 外務省は、農林省その他各省との連絡協調を密にする。特に外務農林両省は相互に緊密に連絡して農業者の海外移住の円滑なる推進に努めること。
- 四 移住地の状況については国会、関係各省及び国民一般に常に周知徹底せしめるよう努力すること。
- 五 事業団発足に当っては強力なる新理事長の下に、従前の弊害を一掃し、新たに清潔、誠実なる人材を登用すること。
- 六 事業団の業務の運営に当ってはサービス精神を旨とし、内外の民間団体に積極的に協力を求め、その自主的活動を助長すること。
- 七 政府は地方の移住行政及び実務が都道府県を中心に統一ある行動をなすよう関係各省間の協調を図ること。
- 八 地方海外協会の職員の身分及び待遇についてはその安定と向上を図ること。
- 九 移住地においては、日系人社会及びその諸団体等の十分な協力を求めること。  
なお各国の実情に応じ出先機関及び日系人をもって構成する移住諮問機関を設けること。
- 十 事業団はその予算執行上及び事業遂行上迅速、正確を期するため現地に代表部を設けること。

( 海外移住事業団法案に対する附帯決議 )

---

○ 海外移住事業団法案に対する附帯決議

〔昭和38年6月27日〕  
〔参議院外務委員会〕

- 一 政府は、海外移住の基本理念及び振興策を明らかにする海外移住基本法を次期通常国会に提出すること。
- 二 政府は、事業団の運営及び移住地の状況に関し毎年国会に報告資料を提出すること。
- 三 外務省は、農林省その他関係各省及び地方公共団体と連絡協調を緊密にし、海外移住行政の円滑な推進に努めること。
- 四 事業団は、高い識見と強い指導力を持つ理事長の下に、海外移住に情熱をもち、実務に専念する清新、誠実な人材をもって構成すること。



